

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
青い鳥 t o p a - s 中萩 運営規程
(共同生活援助 (介護サービス包括型))

(事業の目的)

第1条 株式会社青い鳥が設置する青い鳥 t o p a - s 中萩(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業(以下事業といふ。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)において相談、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の日常生活上の支援又は援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第3条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 青い鳥 t o p a - s 中萩
- (2) 所在地 愛媛県新居浜市中萩町15-15

(3) 共同生活住居

名 称	所 在 地
青い鳥 topa-s 中萩1階	愛媛県新居浜市中萩町 15-15
青い鳥 topa-s 中萩2階	愛媛県新居浜市中萩町 15-15
青い鳥 topa-s 上原1階	愛媛県新居浜市上原 1-6-20
青い鳥 topa-s 上原2階	愛媛県新居浜市上原 1-6-20
青い鳥 topa-s 喜多川1階	愛媛県西条市喜多川 352 番地 5
青い鳥 topa-s 喜多川2階	愛媛県西条市喜多川 352 番地 5
青い鳥 topa-s 土橋1階	愛媛県新居浜市土橋 2-4-10
青い鳥 topa-s 土橋2階	愛媛県新居浜市土橋 2-4-10

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1名 (非常勤/兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。

(2) サービス管理責任者 1名 (常勤/専従 1名)

サービス管理責任者は、利用者の共同生活援助計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス事業者との連絡調整等、他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行う。

(3) 世話人 59名 (非常勤/専従 4名 非常勤/兼務 55名)

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 61名 (常勤/専従 4名 非常勤/兼務 2名 非常勤/兼務 55名)

生活支援員は、食事や入浴、排せつ等の介護を行う。

(5) 看護職員 4名 (非常勤/兼務 4名)

健康管理、緊急時の対応 (別紙参照)

(6) 社会福祉士・精神保健福祉士 1名 (非常勤/兼務 1名)

(入居定員)

第6条 事業所の入居者の定員は、40人とする。

定員内訳

共同生活住居の名称	定員
青い鳥 t o p a—s 中萩1階	5名
青い鳥 t o p a—s 中萩2階	5名
青い鳥 t o p a—s 上原1階	5名
青い鳥 t o p a—s 上原2階	5名
青い鳥 t o p a—s 喜多川1階	5名
青い鳥 t o p a—s 喜多川2階	5名
青い鳥 t o p a—s 土橋1階	5名
青い鳥 t o p a—s 土橋2階	5名

(共同生活援助を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
知的障害者・精神障害者

(共同生活援助の内容)

第8条 事業所で行う共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 共同生活援助計画の作成
- (2) 利用者に対する相談
- (3) 日常生活及び日中活動の支援
- (4) 健康管理
- (5) 夜間における支援
- (6) 食事(特別な食事)の提供
- (7) 余暇活動の支援
- (8) 金銭管理の援助
- (9) 各種付き添い等
- (10) 日中活動の場等との連絡・調整
- (11) その他日常生活上必要となる支援
- (12) 一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービスの提供（以下、「体験的な利用」という。）

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。
- 3 次に定める費用については、前払いとし、当月の利用額の請求書を、前月末日までに入居者に送付するものとします。入居者は、請求のあった利用料金の合計額を、請求月の末日までに支払うものとします。

※途中退去の場合は差額を返金します。

- (1) 家賃 月額 32000 円(税込)【体験的な利用の場合 日額 1000 円(税込)】
- (2) 光熱水費 月額 10000 円(税別)【体験的な利用の場合 日額 330 円(税別)】
- (3) 食材料費 月額 24000 円(税別)【体験的な利用の場合 日額 800 円(税別)】
- (4) 日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

月額 5000 円(税込)【体験的な利用の場合 日額 150 円(税込)】

- 4 前3項に規定する額の支払いを受けたときは、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

- 5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 6 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3ヶ月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までにお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払うこととする。(入居に当たっての留意事項)。

第10条 利用者は、入居に当たっては、重要事項説明書にある「事業所ご利用の際にご留意頂く事項」に規定する内容に留意すること。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業所は、利用者(体験的な利用に係る利用者を除く。)が同一の月に事業所が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 事業所は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、体制を確保するとともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示するものとする。

(苦情解決)

第14条 事業所は、提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 繼続研修 月1回

2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は「株式会社青い鳥」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2019年7月1日から施行する。

この規程は、2020年6月1日から施行する。

この規程は、2021年2月1日から施行する。

この規程は、2021年3月1日から施行する。

この規程は、2021年10月1日から施行する。

この規程は、2022年4月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。

異常事態・事故発生時の対応について

1. 異常事態と事故

利用者の急激な体調の変化等、利用者の身体に関する不測の事態に起因して生じる異常事態とサービス実施を原因とする事故について、その状況を正しく見極め、適切に対応することが重要である。身体の損傷や、過失の有無およびその程度により対応方法が異なる。

(1) 異常事態とは

適切な対応をすみやかに行わなければ後に障害を残したり、最悪の場合生命を脅かす事態。

(2) 事故とは

サービス実施を原因とした過失により生じた事態。例) 入浴介助中の転倒、所有物の損壊や紛失

2. 異常事態・事故発生時の心構えと対応

(1) 異常事態発見者的心構え

① あわてない

担当看護師は落着いて事故の状況や利用者の急病の状態を観察する。

② 安心感を与える

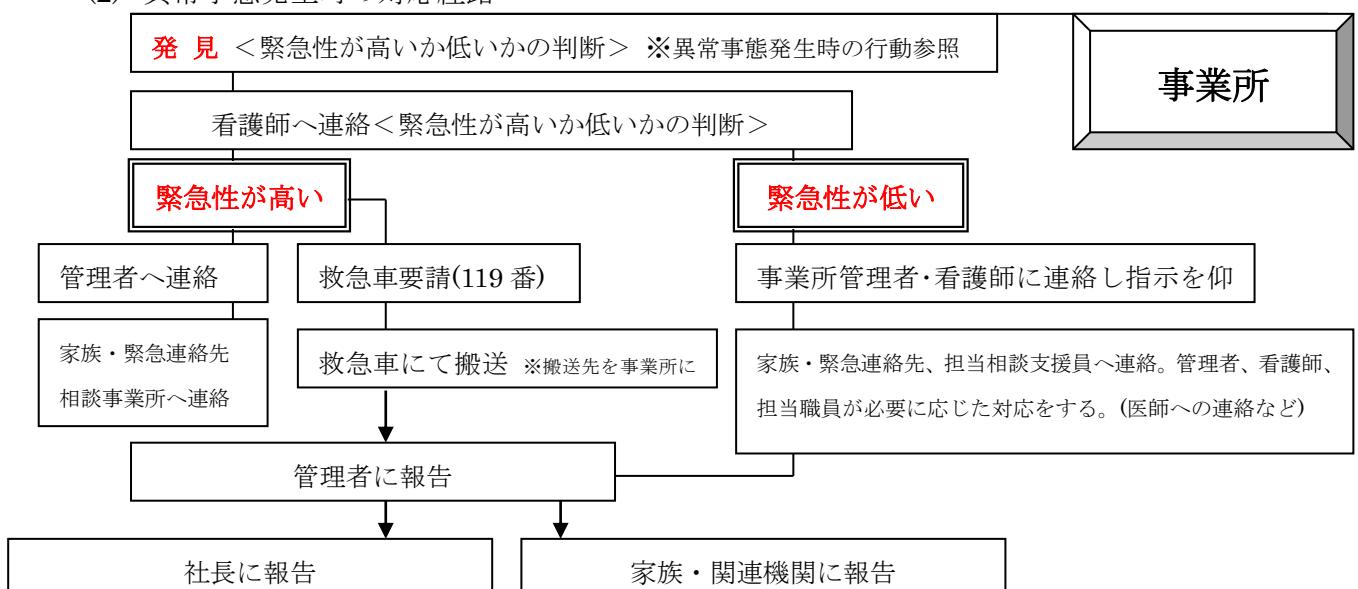
事故や急病は本人も驚き不安があるため、安心させるとともに力づけることが大切。

③ 協力体制を整える

他の職員や家族がいれば、すぐ協力を得る。異常時において速やかに対応することは、利用者の生命・予後および治療方針に重要な影響を及ぼす。

適切な対応を責任の明確化のためには利用者や家族の了解および、看護師の判断・医師の指示が必要である。

(2) 異常事態発生時の対応経路



異常事態発生時の行動

・観察の順序と要点

利用者の様子が平常と違っていたり、倒れているようなことがあったら、以下の項目に注意し観察しながら対応していく。

- | | |
|------------|---------|
| ①ひどく出血している | ④意識がない |
| ②呼吸していない | ⑤顔色がひどい |
| ③脈拍がない | |

①～⑤の項目について早急に観察し、緊急性が高いか低いか判断する。

意識があれば全身をみながら、事故や急病の発生状況を利用者より以下の項目について聞く。

- | | |
|----------|-----------|
| ⑥手足が動かない | ⑧出血がある |
| ⑦痛みがある | ⑨外傷・打撲がある |

・連絡方法

緊急性が高い場合は、看護師に連絡の上、消防署に通報(119番)し、救急車の派遣依頼を相手方に状態や場所などが良く伝わるように、落ち着いて簡単に、要領よくまとめて連絡する。

・連絡内容

- ①通報時
- ・火事か救急車か問われるので明確に伝える
 - ・施設の住所と名前を伝える
 - ・利用者の状態、症状を簡潔正確に説明する
 - ・要請している者の氏名と職業を話す

②救急隊員が到着した場合

- ・利用者の現在の状況と症状
- ・事故の原因とその状況
- ・いつそれが起こったか

事業所名 : 青い鳥 topa-s 中萩 (トパースなかはぎ)

事業所住所 : 新居浜市中萩町 15-15 木村チェーン上原店西側

事業所名 : 青い鳥 topa-s 中萩 2 階 S

事業所住所 : 新居浜市中村 2-7-41

異常事態発生時の行動

・観察の順序と要点

利用者の様子が平常と違っていたり、倒れているようなことがあったら、以下の項目に注意し観察しながら対応していく。

- | | |
|------------|---------|
| ①ひどく出血している | ④意識がない |
| ②呼吸していない | ⑤顔色がひどい |
| ③脈拍がない | |

①～⑤の項目について早急に観察し、緊急性が高いか低いか判断する。

意識があれば全身をみながら、事故や急病の発生状況を利用者より以下の項目について聞く。

- | | |
|----------|-----------|
| ⑥手足が動かない | ⑧出血がある |
| ⑦痛みがある | ⑨外傷・打撲がある |

・連絡方法

緊急性が高い場合は、看護師に連絡の上、消防署に通報(119番)し、救急車の派遣依頼を相手方に状態や場所などが良く伝わるように、落ち着いて簡単に、要領よくまとめて連絡する。

・連絡内容

- ①通報時
 - ・火事か救急車か問われるので明確に伝える
 - ・施設の住所と名前を伝える
 - ・利用者の状態、症状を簡潔正確に説明する
 - ・要請している者の氏名と職業を話す

②救急隊員が到着した場合

- ・利用者の現在の状況と症状
- ・事故の原因とその状況
- ・いつそれが起こったか

事業所名 : 青い鳥 topa-s 上原 (トパースうわばら)

事業所住所 : 新居浜市上原 1-6-20

異常事態発生時の行動

・観察の順序と要点

利用者の様子が平常と違っていたり、倒れているようなことがあったら、以下の項目に注意し観察しながら対応していく。

- | | |
|------------|---------|
| ①ひどく出血している | ④意識がない |
| ②呼吸していない | ⑤顔色がひどい |
| ③脈拍がない | |

①～⑤の項目について早急に観察し、緊急性が高いか低いか判断する。

意識があれば全身をみながら、事故や急病の発生状況を利用者より以下の項目について聞く。

- | | |
|----------|-----------|
| ⑥手足が動かない | ⑧出血がある |
| ⑦痛みがある | ⑨外傷・打撲がある |

・連絡方法

緊急性が高い場合は、看護師に連絡の上、消防署に通報(119番)し、救急車の派遣依頼を相手方に状態や場所などが良く伝わるように、落ち着いて簡単に、要領よくまとめて連絡する。

・連絡内容

- ①通報時
 - ・火事か救急車か問われるので明確に伝える
 - ・施設の住所と名前を伝える
 - ・利用者の状態、症状を簡潔正確に説明する
 - ・要請している者の氏名と職業を話す

②救急隊員が到着した場合

- ・利用者の現在の状況と症状
- ・事故の原因とその状況
- ・いつそれが起こったか

事業所名 : 青い鳥 topa-s 喜多川 (トペースきたがわ)

事業所住所 : 西条市喜多川 352-5

異常事態発生時の行動

・観察の順序と要点

利用者の様子が平常と違っていたり、倒れているようなことがあったら、以下の項目に注意し観察しながら対応していく。

①ひどく出血している

④意識がない

②呼吸していない

⑤顔色がひどい

③脈拍がない

①～⑤の項目について早急に観察し、緊急性が高いが低いか判断する。

意識があれば全身をみながら、事故や急病の発生状況を利用者より以下の項目について聞く。

⑥手足が動かない

⑧出血がある

⑦痛みがある

⑨外傷・打撲がある

・連絡方法

緊急性が高い場合は、看護師に連絡の上、消防署に通報(119番)し、救急車の派遣依頼を相手方に状態や場所などが良く伝わるように、落ち着いて簡単に、要領よくまとめて連絡する。

・連絡内容

①通報時

- ・火事か救急車か問われるので明確に伝える
- ・施設の住所と名前を伝える
- ・利用者の状態、症状を簡潔正確に説明する
- ・要請している者の氏名と職業を話す

②救急隊員が到着した場合

- ・利用者の現在の状況と症状
- ・事故の原因とその状況
- ・いつそれが起こったか

事業所名 : 青い鳥 topa-s 土橋 (トパースつちはし)

事業所住所 : 新居浜市土橋 2-4-10